

令和2年函審第12号

裁 決

貨物船A岸壁衝突事件

受 審 人 a 1

職 名 A水先人

水先免許 釧路水先区一級水先人

本件について、当海難審判所は、理事官永本和寿出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年9月24日12時15分少し前

北海道釧路港西第2区

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

国際総トン数 44,827トン

全 長 228.90メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 9,910キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、1軸右回りの固定ピッチプロペラを有し、バウスラスターを装備しない船尾船橋型貨物船で、船首端から約190メートル後方に船橋前面があり、船橋には、前面中央にレピータコンパス、中央部に操舵スタンド、その左舷側に電子海図情報表示装置及びレーダー2台、右舷側に主機遠隔操縦装置、両舷ウイングに主機回転計及び舵角指示器をそれぞれ備えていた。

#### (2) 第2ふ頭南側マイナス14.0メートル岸壁

第2ふ頭南側マイナス14.0メートル岸壁（以下「南側マイナス14.0メートル岸壁」という。）は、釧路港西第2区の第2ふ頭南側岸壁の南端に築造されていて、第2ふ頭南東端から203度（真方位、以下同じ。）方向に長さ154メートルの部分が取付部、その南端から274度方向に長さ275メートルの部分が標準部、さらに同方向に長さ25メートルの部分がドルフィン部となっていた。

#### (3) a1受審人の水先経歴

（省略）

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、ギリシャ共和国籍の船長a2ほか同国籍の船員1人及びフィリピン共和国籍の船員18人が乗り組み、飼料用とうもろこし約6,597トンを積載し、船首6.55メートル船尾7.65メートルの喫水をもって、令和元年9月24日10時30分頃釧路港南方沖合約5海里の地点で抜錨し、11時25分釧路港西区南防波堤西灯台（以下「南防波堤西灯台」という。）から218度2.17海里の地点に至り、a1受審人が、副水先人と共に乗船し、a2船長からパイロットカードを受け取り、同船長に南側マイナス14.0メート

ル岸壁への着岸方法等を説明したのち、同受審人がきょう導に当たり、入船左舷着けの予定で同岸壁に向かった。

ところで、Aは、同月13日から21日まで南側マイナス14.0メートル岸壁で揚荷役を行っていたところ、台風の接近に備え、23日10時00分a1受審人のきょう導により釧路港外に移動し、同港南方沖合約5海里の地点で避泊していたものであった。

a1受審人は、a2船長と共に船橋前面中央に並んで立ち、三等航海士がエンジンテレグラフ、操舵手が操舵スタンドにそれぞれ就き、副水先人、一等航海士及び甲板員3人が船首甲板に、二等航海士及び甲板員3人が船尾甲板にそれぞれ配置する体制で、風力5の南西風が吹く状況下、釧路港外港を北上し、11時41分同外港西部の島防波堤北側水域で、操船支援に使用するため、右舷船首に機関出力2,352キロワットのタグボート1隻、右舷船尾に機関出力3,308キロワットのタグボート1隻をそれぞれ配したのち、同外港を東行した。

a1受審人は、釧路港西第2区に入航したのち、機関を停止して減速し、11時57分少し過ぎ南防波堤西灯台から050度830メートルの地点で、南側マイナス14.0メートル岸壁南方沖合に向け、針路を090度に定め、左方に5度圧流されながら、2.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a1受審人は、速力が約2ノットになっていることを確認して左舷ウイングに移動し、12時02分僅か前南防波堤西灯台から061度1,180メートルの地点で、2.1ノットの速力のとき、右舷船首尾に配したタグボートにそれぞれラインを取って係止し、南側マイナス14.0メートル岸壁標準部の法線とほぼ平行になるよう針路を094度に転じ、左方に12度圧流されながら続航した。

a 1 受審人は、12時04分半少し前機関を極微速力後進にかけて徐々に行きあしを抑え、12時06分僅か前南防波堤西灯台から064.5度1,400メートルの地点に達し、船首が南側マイナス14.0メートル岸壁標準部の西端まで約100メートル、横距離が約60メートルとなったとき、操船支援に使用していたタグボートに極微速力で引かせ、折からの南西風が強くなって風下側への圧流を認めたが、極微速力で引かせただけで支障なく着岸できると思い、同ボートに半速力で引かせるなど、風圧流に対する措置を適切に行わなかった。

こうして、a 1 受審人は、圧流されながら南側マイナス14.0メートル岸壁に向けて進行中、12時15分少し前南防波堤西灯台から067度1,660メートルの地点において、Aは、船首が096度を向き、0.5ノットの速力となったとき、その左舷船尾が、同岸壁標準部の西端に、その法線に対して2度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力5の南西風が吹き、潮候は上げ潮の末期で、視界は良好であった。

その結果、Aは、左舷船尾外板に擦過傷を伴う凹損を、南側マイナス14.0メートル岸壁は、標準部の西端にコンクリートの欠損をそれぞれ生じた。

#### (原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、釧路港西第2区において、風力5の南西風が吹く状況下、着岸予定の南側マイナス14.0メートル岸壁に接近中、風下側への圧流を認めた際、風圧流に対する措置が不適切で、圧流されながら同岸壁に向けて進行したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、釧路港西第2区において、風力5の南西風が吹く状況下、着岸予定の南側マイナス14.0メートル岸壁に接近中、折からの南西風が強くなって風下側への圧流を認めた場合、操船支援に使用していたタグボートに半速力で引かせるなど、風圧流に対する措置を適切に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、タグボートに極微速力で引かせただけで支障なく着岸できるものと思い、風圧流に対する措置を適切に行わなかった職務上の過失により、圧流されながら南側マイナス14.0メートル岸壁に向けて進行して同岸壁標準部の西端への衝突を招き、船体及び岸壁に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月10日

函館地方海難審判所

審判長 審判官 村 田 織 彦

審判官 門 戸 俊 明

審判官 栞 原 和 栄